

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十八年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島県大竹市御園二丁目一〇五、一一〇六一、一一〇六二、一一〇六七、一一〇九、一一一〇一、一一一一一、一一一一二、一一一三、一一一八、一一二〇の各一

部（二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県大竹市小方一丁目一番一号

大竹市長 入山 欣郎